

別記様式(第4条関係)

会議録

会議の名称	令和3年度第2回加東市子ども・子育て会議
開催日時	令和4年3月10日(木) 午後2時00分から午後3時20分まで
開催場所	加東市役所302会議室
<p>議長の氏名 (会長 飯野 祐樹)</p> <p>出席及び欠席委員の氏名</p> <p>【出席委員】8人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本山 早苗</li> <li>・松本 多美子(代理)</li> <li>・服部 雅幸</li> <li>・浜口 大介</li> <li>・福原 かをる</li> <li>・橋本 一</li> <li>・飯野 祐樹</li> <li>・森本 史子</li> </ul> <p>【欠席委員】5人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田淵 浩樹</li> <li>・津田 雅世</li> <li>・玉井 秀知</li> <li>・井上 益子</li> <li>・西田 千枝子</li> </ul>	
<p>説明のため出席した者の職氏名</p> <p>なし</p>	
<p>出席した事務局職員の氏名及びその職名</p> <p>教育委員会</p> <p>こども未来部  こども教育課長  井澤 彰子</p> <p>同副課長  稲岡 めぐみ</p> <p>同係長  丸山 久美子</p> <p>同主査  金高 将彦</p> <p>同主事  西村 光</p>	
<p>議題、会議結果、会議の経過及び資料名</p> <p>1 議題(議事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会長、副会長の選出について</li> <li>(2) 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度進捗状況報告について</li> <li>(3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</li> <li>(4) 「加東市子ども・子育て支援に関する条例」の制定について</li> </ul> <p>2 会議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) について</li> </ul> <p>会長に飯野祐樹委員、副会長に浜口大介委員を選出しました。</p>	

(2) について

資料に基づき審議しました。

(3) について

資料に基づき審議しました。

(4)

資料に基づき審議しました。

### 3 会議の経過

- ・開会（事務局）
- ・資料確認

【議事（1）会長、副会長の選出について】

下記のとおり会長及び副会長を選出しました。

会 長 飯野祐樹委員

副会長 浜口大介委員

【議事（2）第2期加東市子ども・子育て支援事業計画における令和2年度進捗状況報告について】

（事務局）

資料①、②につきましては、市内の子育て世帯を対象にしたアンケート結果から算出した量の見込み及び令和2年度中に利用した実績を表にまとめたものになります。また、第2期加東市子ども・子育て支援事業計画において各課が実施している子ども・子育て支援に係る様々な事業の令和2年度の状況を記入したものです。

（委員）

量の見込みの算出時期はいつ頃か。

（事務局）

平成31年度2月に子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施し、そのアンケート調査に基づいて算出しています。

（委員）

1号認定のお子さんの量の見込みが264人で、利用人数の合計が205人ですが、差が59人と開きがあります。これはどのような理由から生じたものか説明してください。

（事務局）

1つの要因としましては、幼児教育・保育の無償化の影響を受けており、保育を希望

される保護者が増えている印象を受けています。

(委員)

3号認定のお子さんの待機児童が令和2年4月時点で2人だったと仰られていましたが、3号認定のお子さまについては4月よりも年度途中で増えると思うのですが、年度末には何人に増えていたのですか。

(事務局)

資料が手元にないので明確な数字はお答えできません。後日、書面で回答いたします。

(委員)

待機児童がある場合、加東市としてはどのような対策があるのですか。

(事務局)

待機児童対策としては保育士の確保のため、就職フェアを実施しています。さらに、令和4年度の予算概要の抜粋から、保育所運営事業【拡充事業】に記載している通り、令和4年度に新しく市内の私立保育園や認定こども園に勤務される方を対象に就業支援の補助金を交付することで保育士を確保し、待機児童対策の一環として新規事業を始める予定になっています。

(委員)

第2次子ども・子育て支援事業計画の中で、令和2～6年までの利用者状況のニーズ予想が出されています。ニーズ予想が3歳以上も3歳以下も乖離が0人ということですが、はどのような見解から出されたのか説明をお願いします。

(事務局)

各保育施設で保育士等の数や園児一人当たりの保育室の面積等、そのあたりが基準を満たしていれば、定員の1.2倍まで受け入れができる弾力運用が可能となっておりますので、乖離が0という数字となっております。ただ、現状で言うと令和2年度におきましては既に計画との差が発生しておりますので、令和4年度には令和3年度までの状況を勘案しまして修正や提案をさせていただく可能性があります。

(委員)

保育所の申込応募締め切りが過ぎてしまい、申込をしていない子どもも待機児童に含まれるのですか。

(事務局)

待機児童数につきましては、国が調査しています。その調査に市町村が回答しており、待機児童の定義も定められています。その定義の中には、まずは市町村に保育の必要性の認定を申請し、保育所・認定こども園等への申込をされた方の中で、市が斡旋できなかった方など、いろんな条件があります。よって、まずは申込していただいた方の中の人数ということになります。

先ほど申込期間が過ぎていたと仰っていたのですが、一次募集・二次募集といった期間は設けてはいますが、随時利用の申込につきましては受け付けている状況です。

(委員)

結論としては、今回の待機児童の数値には反映されていないということですか。

(事務局)

そうですね、もし、申込していないということであれば、今回の数値には事務局側も把握できていない人数ということになります。

(委員)

申込を忘れていた訳ではないと思うのですが、申込の情報の発信の仕方によっては応募できていたかもしれないという状況ですか、それとも後から気付いてという状況ですか。

(委員)

後から気付きました。申込の期間を知らなかったとかいう事もあると思います。気が付いたらその期間が過ぎていたということでした。

(委員)

兄弟が園に通っている場合に関してはそういった情報も入りやすいと思いますが、全く初めての施設利用者の方に対する情報の発信の仕方はどのようになっていますでしょうか。

(事務局)

例年9月下旬、10月頃から募集を始めています。まず9月号の広報で説明をしまして、10月号の広報に掲載しているのと、ケーブルテレビ、文字放送、加東市のホームページ、加東市子育てねっとでの配信をしています。

申請書類等につきましては、各児童館などに置かせていただいています。

### 【議事（3）特定教育・保育施設の利用定員の設定について】

(事務局)

資料③では秋津保育園が保育所型認定こども園の移行に伴う利用定員の案になります。移行後の利用定員の増減については、1号認定は6人の増、2号認定は6人の減、3号認定は11人の増となっています。下段の表には、令和4年4月1日時点の市内各施設の利用定員を一覧として記載し、資料④では地図上に落とし込んでいます。

(委員)

利用定員数が増えたのはこの地域の人口が増えたなど、何か要因があるのですか。

(事務局)

東条地域におきましては、南山が新規の住宅地として開発されたことを受けまして、若干子どもの数は増加傾向にあります。加えて、入所を希望される児童の年齢が低年齢化していることもありまして、特に0～2歳児の希望者数の増加が全国的に顕著になっておりますので、その辺の意向を受けて利用定員の拡充ということで法人と協議をしています。

(委員)

二つ目の議題に関係しますが、待機児童が多い地域に関して何か情報はありますか。

(事務局)

滝野地域や、社地域では特に中心部で宅地開発が進んでいますので、待機児童が発生している状況です。

(委員)

今後その待機児童に対して、各施設に受入れ人数の調整をしていくことで待機児童を解消していくという方法も一つあると思います。そのような受入れ人数を変えていくにあたり、市と各施設との協議の仕方というのはどのようなことを考えられていますか。

(事務局)

各施設に毎月、施設型給付費をお支払いしています。その中で定員を超える分に関しては、1号認定の場合は2年、2・3号認定に関しては5年を継続的に超過する場合には、その利用者数に応じた定員に見直すこととなっていますので、今後各施設と協議を重ねていきます。

(委員)

施設の定員を増やす方法ももちろん考えられますが、保育士確保が大前提になります。若い保育士も多く、産休に入るなど、それを補充なんてとてもできません。このことから子どもを預かりたくても預かれないという現状が一つあります。もう一つ、保育士確保で困っていることがあります。夢を持って保育士資格を取るために大学に通いますが、大学は都会にあります。都会で学んでこちらへ帰ってきてくれて、この田舎で保育士になってくれたらいいんですけど、なかなかそうはいかなくて、都会でそのまま保育士になってしまう子が結構多いです。いろいろ条件はあるんですが、それが私もいいとは思わないんですが、例えば明石市では保育士の家賃の補助が出る。それから1年間同じ園で頑張ったら30万円が支給される。2年目、3年目と支給される金額は減り、5年くらいで終わるのでその後はまた別の市で勤める、というようなこともありますので、それは本当にその市の子どもたちのために頑張ろうと思っているのか、という気もします。お金が全てではないと思いますが、やはり街へ行って学んで田舎へ帰ってくるためにはそれなりの魅力がなかったらいけない、街にはお金という魅力がある、そういうところでなかなか難しいです。でもそこは加東市の方でも保育士確保のためにいろんな策を打っていただいている、昨年度から就職フェアを開いてたくさんの人に来ていただき、加東市の園の魅力を発信しているところです。今のところはまだ保育士確保に困っているというところですが、保育士の確保が進んでいくともう少し待機児童にも好影響を与えていくのではないかと考えています。

(委員)

いろんな市のホームページで「保育士」というキーワードを見ると、いろんな情報が出てきます。先ほどの明石市もそうですが、神戸市のホームページを開くと、「保育士になると6つの利点がある」というところで、例えば住宅手当や奨学金のようなお金が出るというところでは太刀打ちが難しいのかなと思います。それに加えて今回始められる加東市の現状と、加西市さんも同じような条件でやられていたと思います。それだと同一になりますので、それにプラスαの魅力を如何に加東市として伝えていく必要があるのかなというところを考えるのが必要になってくると思いますし、そのようなところを皆さんがどのようなアピールをされるか、ぜひともご意見を伺いたいと思うんですが、加東市の魅力というのを教えていただきたいです。できればお金とかの面での説明はしたくないな、というのがあります。

(委員)

お金以外の魅力というところですが、保育士の待遇改善が話題になっています。その後実際に保育士の待遇がどれくらい良くなったのか、またそれを具体的に発信していくということがないと、生活者として勤める者としては基本給がしっかりしていないと。例えば小学校の先生と保育士では随分違うということではなかなかやりきれないでしょう。

(事務局)

処遇改善につきましては国が進めている部分でありまして、市が独自に上乘せしているという部分はありませんが、園にお支払いしている施設型給付費の中には処遇改善加算というものがあります。平成23年頃からその加算は別立てに出まして、その部分は毎年上がっていますので、常に保育士さんの給与・収入面では改善が図られているという状況です。公定価格というものは国が決めています、その価格は基本的には下がらない措置が取られています。国の統計調査等でもまだ乖離はあるようですが保育士さんの全年齢・残業代合わせての平均が30.3万円という数字も出ていますので、まだ業界的には低い方ではありますので、今回の岸田内閣の特例措置で処遇改善も図られているところではあり、常に国の方も推進している状況です。

(委員)

確保しにくい現状があるという事、加東市だけでなく各市町村でのいろんな会議もあると思うので、そういう会議を通じてできるだけ国の方に意見を言っていくのも大事になるかと思えます。未来を担う子どもたちに関わる大事な職業なので、そこに関わる人が一人でも多くなるように、魅力ある職業になるように、考えていく必要があるのではと思います。

(事務局)

処遇改善について追加ですが、この令和4年2月からスタートしている処遇改善につきましては、継続して給与水準を上げるという事を目的としている施策でありまして、国の目安で言うと収入の約3%、平均的なところで言うと9,000円上がるというのが新聞等にも載っていましたが、この2月から各私立・公立園等で実施しまして、必ずしも一律9,000円上がるというものではないんですが、そういった給与水準を上げていこうという現状になっています。加東市としても今後新たに取り組む事業として、保育士の就業促進として令和4年度から保育士等就業支援事業を計画しています。保育士にただ補助するだけではなく、合わせてその保育士のフォローアップとしていろんな悩みを相談したり、研修の参加の案内をしたりとか、そういったフォロー体制もしっかりと実施していきたいと思っております。

(委員)

処遇改善の他にプラスαのところが大変になってくるのではないかと思います。お金だけでは頼りない部分があると思うので、そのプラスαの部分在今后加東市としてどんな風に展開していけるのか、育休であったりとかも関係してくるかと思いますので、その辺りのところも情報発信をお願いします。

【議事(4)「加東市子ども・子育て支援に関する条例」の制定について】

(事務局)

子どもや子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中で、「まち全体がみんな子育てに協力できるまち」を目指すためには、子ども・子育て支援に関する施策や基本理念等の周知と併せて、市の責務ならびに保護者、地域住民、学校・保育所等及び事業者のそれぞれの役割を明確にし、広く市民に示すため条例の制定が必要と考えています。

(委員)

子ども・子育ての支援の対象になっているのは、幼稚園と保育園のお子さんだけですか、小学生・中学生は対象でしょうか。

(事務局)

対象は、18歳以下のお子さんのことを指しますので、小学生・中学生も対象になります。

(委員)

「児童」とされる子どもという事ですね。子ども・子育て支援に関する条例ができたとして、どのように市として用いていくのかということの説明してください。

(事務局)

それぞれの計画の上位に、第一章で市・保護者・事業者の責務と役割ということで、どういうことをしてそれぞれの地域の皆さんが役割を持って子どもたちや子育て中の世帯に支援していくのかということはこの条例で明確にしていくことを一つの目的としています。その役割・理念を持った上で、事業として実際どう取り組んでいくかという計画に繋がっていくような元々の理念を条例でうたうことを事務局では検討しています。ただ、これについてはもう少し関係部署や子ども・子育て会議で図らせていただいて、じっくりと現状や課題を把握し、作り上げたいと思っております。

(委員)

具体的方法が示される訳ではなくて、今後加東市でどのように子育て支援を進めていくのかということを示すような条例になるというイメージでよろしいですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

子ども・子育ての支援は地域住民が関わってしないとなかなか進まないんじゃないかと思います。三世代交流や餅つき大会などいろんな行事を各地域でされていますが、そこでこの子はあそこの子か、やここはこういう家族が居るのかなど、そういう事がいろいろ分かれば、何か事件や困った事があったときに、お互いに地域で助け合えることがあり、子育て支援にも繋がるのではないかと思います。今はコロナの事もあり、これまでと同様の活動はなかなかできていません。それまではいろいろ地域での交流をしていたので、困ったときはこの人に助けてもらおうかな、ここの家の人は知ってるな、とか、そういう子ども達が助けを求めたりとか、大人もそろそろあの子が帰ってくる時間だなと外に出たりとかできていたんですが、地域での交流ができていけばそういう助け合いができてくるんじゃないかと思います。なので地域の人たちにも協力してもらわないといけないんじゃないかなと思います。

(委員)

この条例を策定するにあたって、コロナ禍でのアンケートになりますのでその汎用性、コロナが収束した場合にも使えるような条例にしないといけないと思います。

(委員)

5人の子どもの母で子育て真っ只中です。上は中学生から下は0歳までいるのでいろんな意見が言えるかなと思い会議に参加させていただいて、児童館の行事もコロナで中止になったものが結構あって、男の子ばかりなので遊べる場所が少なくなって、お母さん達とお話できる場所も少なくなって残念だなと思っています。この会議に参加させていただいて、こういう風にいろいろなところで案が出て私たちは子育てができていんだなというのをすごくありがたいと思いながら参加させていただいています。ここで得たことを児童館等でお母さん達に自分が発信できる立場になればなと思っています。

(委員)

加東市に子育て世代として望まれること等ありましたら仰っていただければと思います。

(委員)

すごく住みやすく、子育てはすごくしやすい環境にあるなとずっと思っているので、このまま続けていただけたらと思います。

(委員)

公園で見かけた小学生の子ども同士のやり取りを見て、感心しました。

(委員)

三世代間においてもそうですけど、子ども同士の繋がりというのもこのコロナ禍においては薄れてしまっている部分もあると思います。子どもの繋がり、家族の繋がりというところを繋げられるような条例になればいいなと思います。

(委員)

社会福祉協議会でも子育て支援事業には取り組んでいます。加東市は児童館を始め、子育て支援のいろんなことに取り組まれているので、その中で特に社協としてどういうことができるかという事をよく考えています。先程もコロナ禍の話が出ていたんですが、社協ではいろんな生活困窮の相談等も受ける中で、子育て世代の方からの相談もあります。経済的なことの相談から家庭への支援というところで、問題を抱えられて地域の中で孤立している世帯もあり、支援が必要な世帯というのは支援機関とは繋がっていますが、支援機関とか専門職とだけではなくて、地域のボランティアの方や、地域のシニアクラブの方など、そういう方とも繋がっていったら、ちょっとお話を聞いてもらうなど、そういう繋がり作りをやっていったらいいなと思っていまして、微力ではあります。社会福祉協議会ではそういった支援に取り組ませてもらっています。

(委員)

条例はどう広めるのですか。条例の位置づけは。

(事務局)

それぞれの計画では、施策として取り組んでいく方向性が決まっています。その上に、子ども・子育ての支援に対して、市として全体的に、人権というところを踏まえて、どういう気持ちで、どのように、先程言われていたように繋がりという部分であるとかを条例で定めることによって皆さんに周知する、明確にするという事が条例の一つの役割だと思っています。まずは加東市の実態を知るためにアンケートの調査等を踏まえて、どういう内容が必要なのかを諮っていきながら、今回はスケジュールとこういう取り組みをしていきますということで議題としました。

(委員)

条例というものがベースとなってその後の活動や計画の根拠とできる、こういう条例があるからこういう計画にしましたという市としての関連付けの役割になってくるんじゃないかと思います。

(委員)

条例は作らないといけないんですか。

(委員)

条例を作って、加東市としての子育て支援に対する考え方を示す。それに基づいて今



後具体的な計画を作っていこうという、前段階として条例を作るという位置づけになるのではないのかなと思います。

(委員)

支援事業計画を見ましたら、本当にいろんな分野のことが書いてあります。いろんな人達がいろんな観点から計画を実施されているんですね。解釈すれば最終的には子どもの事も出てくるから、子どもを大事にしていこうという取り組みなんだなと見えるんですけど、それぞれが思い思いにやっておられるので、やはりこれだけでは分からないです。それで、こういう事が本来はしっかりとした柱を持って、それに基づいてそれぞれの事が実現するように具体的に進んでいくような、誰が見てもわかるようにしようとするのがこの条例、核になるようなものが必要じゃないかと思います。ただ、それを作ったときに形だけのものじゃなくて、それを確認しながら次に発展していくようにするのが大事だと思います。こういう事業をする時に、つついあまり先を考えずにこうしたら子どもが喜ぶだろうと、そういう目線で事を進めてしまいますが、そうではなくて本幹のところに戻って、子どもの成長のことをよく考えたら、このことに関してはどういう目的があってこういう風にすれば、より子どもたちの将来のためになるだろうという、根拠になるものになればより良いのではないかと思います。そういう意味ではなかなか難しいと思います、今までやってきたことを統括的にまとめて、可もなく不可もなくという文でまとめるのは。子ども・子育て会議の中だけでまとめるのは大丈夫なのかなと少し思います、もっと広く意見を求める方がいいのではないかと。

(委員)

いろんな関係機関との連携が必要になってくるかと思えます。その中でスケジュールを見たときに、アンケートを実施して、その集約の過程が一番難しくなってくると思えます。ただ、まだ始まったばかりなので、検討課題になっていくかと思えますし、この場でも検討を引き続き進められたらと思えますので、ご協力お願いいたします。貴重なご意見ありがとうございました。

《議事終了》

- ・ 事務連絡
  - 委員報酬について
  - 重層的支援体制整備事業について
- ・ 閉会挨拶（副会長浜口委員）
- ・ 閉会

4 配布資料

- ・ 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画進捗状況シート
- ・ 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画令和2年度の進捗状況(教育・保育事業)…資料①
- ・ 第2期加東市子ども・子育て支援令和2年度の進捗状況(地域子ども・子育て支援事業)…資料②
- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定について…資料③
- ・ 加東市内 幼稚園・保育所・認定こども園 一覧…資料④
- ・ 「加東市子ども・子育て支援に関する条例」(※仮称)の制定について…資料⑤

令和4年5月6日

会長 飯野祐樹